

## (別紙1) 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令(案)等に対する意見募集の結果について

※行政手続法第43条第2項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>こども家庭庁に係る事務・権限も都道府県へ移譲されるという認識でよいか。</p>	<p>御認識の通りです。</p>
<p>組合の所管行政庁は、定款に定められる地区や、組合員の資格として定款に定められる事業等に基づき決定されると認識している。本改正後において引き続き国が所管行政庁として事務を実施する場合を提示いただきたい。</p>	<p>本改正により所管行政庁に変更が生じうる組合（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合又は商工組合）のうち、全国を地区とする事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は商工組合については、組合員の資格として定款に定められる事業（業種）にかかわらず、国が事務を実施することになります。</p> <p>他方、協業組合については、定款に定められる事務所の所在地に関わらず、財務大臣の所管に属する事業を行うもの（ただし、その事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるものにあつては、その行う事業に、塩の製造業若しくは販売業又は酒類の製造業若しくは販売業等を含むものに限る。）についてのみ、国が引き続き事務を実施することになります。</p> <p>なお、その地区を、一の都道府県の区域内又は二以上の都道府県にわたる区域（全国であるものを除く。）とする事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は商工組合のうち、その組合員の資格として定款に定められる事業に財務大臣の所管に属する事業を含むものの一部について、国が事務を実施する場合がありますが、本改正による所管行政庁の変更はございません。</p>
<p>都道府県に移譲された事務が適切に執行されるよう、国においても適切に対応できるようにしていただきたい。</p>	<p>国におきましても、地方分権改革の推進に関する基本理念等を踏まえつつ、中小企業組合制度を所掌する観点から、</p>

	今回の改正に伴い都道府県に移譲される事務等が適切に執行されるよう、必要に応じ対応を行ってまいります。
本改正により都道府県に事務・権限を移譲する行政庁は、組合に対する周知を徹底していただきたい。	本改正の内容については、関係行政庁において、組合への周知を行います。
本改正後、どのような場合にどこが所管行政庁になるのかについての「所管行政庁一覧」のようなものを作成いただくとよいのではないかと。	本改正後の所管行政庁の一覧については、全国中小企業団体中央会を通じた公表・周知について検討してまいります。